

佐賀藩における宝暦・天明期農政の意義

柴多, 一雄

<https://doi.org/10.15017/2230670>

出版情報 : 史淵. 122, pp.33-58, 1985-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

佐賀藩における宝暦・天明期農政の意義

柴 多 一 雄

目次

はじめに

一、享保飢饉後の農村政策

二、「御仕組八箇條」と農村政策

三、「治茂公御改正御書附」と農村政策

四、天明期の農村政策

おわりに

はじめに

宝暦・天明期は幕藩制国家の転換期として、多方面からの研究が積み重ねられており、農村政策についても、年貢増徴政策・殖産興業政策・農村救済策等の観点から、多くの研究がなされている。佐賀藩の農村政策についても、す

でに長野暹氏によって、改革全般のなかでの鄉村対策およびその特徴について、財政改革のかかわりから分析がなされてお^り、明和・寛政期における佐賀藩の鄉村対策は、十分な成果を上げていないことが明らかにされている。⁽¹⁾

本稿は、こうした長野氏の研究をふまえながら、中・後期に至るまで、三家・親類・親類同格等の大配分に象徴される、配分地（知行地）での強固な地方知行が存続していた佐賀藩において、藩権力による農政改革がどのような形で実施されたのかを、藩の政治体制、農村支配機構等との関連において明らかにし、宝暦・天明期の農村政策、特に明和九年に始まる第九代藩主治茂の藩政改革における農村政策の持つ意義について考察しようとするものである。

〔註〕

(1) 長野暹「佐賀藩・安永寛政期における鄉村政策」〔佐賀大学経済論集〕一一一。

一 享保飢饉後の農村政策

享保十七年、蝗¹ウシカの大発生が原因となって発生した享保の大飢饉は、伊勢・近江以西の西日本一帯に大きな被害を与えた。九州では肥前・筑前等の稲作中心地帯が特に大きな被害を受け、佐賀藩のこの年の蔵入地の年貢収入は、地米高二万九千八百九十石余に対して、一万三千五百九十石余と、年貢収納基準高のわずか一八・一％にすぎなかった。また佐賀藩の領内人口（三支藩を含む）は、飢饉前の享保十六年には三万七千九百五十六人を数えたが、飢饉後の享保十九年には二万九千二百一十人に減少しており、約八万人（約二〇％）が飢饉によって死亡したとみられる。こうした人口の急激な減少は、同じく大量の牛馬の死亡と相俟って、農村の労働力を著しく低下させ、田畑の広範な荒廃をもたらした⁽¹⁾。

しかし、すでに明らかにしたように、藩主宗茂と三家・親類・親類同格層との深刻な対立が続いていた佐賀藩では、飢饉後における積極的な農村政策を展開することができず、享保十八年の御印帳・御手頭の改正、一斉交付の際に出された、佐賀藩農政の基本法ともいふべき「郡方條目」²、「代官手頭」³も、基本的には宝永六年のそれをそのまま踏襲するものでしかなく、飢饉によって生じた農村の広範な荒廃に対する、藩としての積極的な解決策は、ほとんど実施されることがなかったのである。³ しかもこうした状態は、宗茂の跡を継いだ第七代宗教や、その跡を継いだ第八代重茂に至っても変わらず、宝暦十年に襲封した重茂は、翌宝暦十一年九月における代替りの御印帳・御手頭の一斉交付に際しても、享保十八年に宗茂が出したのと全く同じ「郡方條目」「代官手頭」を交付しているのである。³

このように、佐賀藩においては、享保の飢饉という未曾有の大飢饉の後も、それ以前と同様の農村政策が維持されていたのであるが、その支配の在り方は、概略次のようなものであった。すなわち、佐賀藩では三家・親類・親類同格等の大配分をはじめとして、配分地（知行地）における地方知行が中・後期に至るまで強固に存続しており、領内の農村は蔵入地と配分地に大きく分かれていた。このうち蔵入地は代官が年貢の収納と耕作の督励を行い、配分地はそれぞれの知行主が独自に年貢の収納、耕作の督励を行っていたが、その上に蔵入地・配分地の区別をこえた農村全体を支配・統轄するものとして郡代がおかれ、主に法令の伝達・取締り、宗門改め、公儀宿継、長崎警備時の人馬徵発、長崎奉行・上使往来時の調達、人馬継所、使者飛脚・旅人・商人往来時の人馬・船の調達、反米の収納、点役（夫役）の徴発等を担当していた。

また村役人として、郷には大庄屋、村には庄屋（小庄屋）が置かれ、大庄屋は郷内の一般行政、風紀の取締、耕作の督励、郷普請、宗門改、人別改等、蔵入地・配分地の区別をこえた郷内全体に係わる事柄を担当し、庄屋は主に年貢・点役（夫役）・運上銀等の徴収を担当していた。しかし、庄屋は必ずしも一村というのではなく、蔵入地には蔵入地の庄屋が、配分地には配分地の庄屋が置かれ、相給の村には何人もの配分庄屋がいるのが普通であった。⁶

第1表 貞享年間における蔵入地と地米高

郡名	郷名	御蔵入地米高	御蔵入地米高 合計 (A)	御蔵入并配分 地米高 (B)	(A)/(B)
養父郡 三根郡	三根養父 三根郡西郷	石斗升合 3,154.415 御借銀 当テ 5,146.261	石斗升合 8,300.676	石斗升合 24,602.012	% 33.7
神埼郡	神埼山内 神埼東郷 神埼西郷	2,761.795 2,784.638 御借銀 当テ 4,647.276	10,193.709	39,468.880	25.8
佐嘉郡	佐嘉山内 上佐嘉上郷 上佐嘉下郷 中佐嘉郷 古勢郷 川副東郷 川副上郷 川副下郷 与嘉上郷 与嘉下郷 鍋島村 嘉瀬郷 新庄郷	1,892.277 4,121.168 3,750.960 5,709.438 3,293.583 6,130.463 6,316.336 7,613.743 6,904.710 内1,400.300本庄郷 7,581.060 409.667 5,918.118 5,245.934	64,887.467	74,343.398	87.2
小城郡				40,490.430	0
杵島郡	横辺田東郷 横辺田西郷 白石秀郷 白石六角郷 白石中郷 白石南郷	1,785.061 4,000. 御借銀 当テ 5,926.486 4,448.055 5,785.495 5,960.632	27,905.729	66,045.715	50.6
松浦郡	伊万里郷 有田郷	2,575.041 2,953.981	5,529.022	彼杵合 松浦	
高来郡	諫早	3,113.456	3,113.456	14,499.873	21.4
藤津郡	七浦	453.057	453.056	20,238.211	2.2
計			120,380.112	279,688.519	43.0

(註) 貞享年中「御蔵入御物成附」より作成。

佐賀藩の蔵入地は、貞享年間には、第1表のように、地米一二万三八〇石余と、佐賀藩の地米惣高二七万九六八八石余の四三%を占めており、その大半が佐賀郡と杵島郡に集中していたが、こうした傾向は、その後多少の変化を示しながらも、基本的には幕末期まで維持されていた。⁷⁾そしてこの蔵入地を、元禄三年には、与賀上郷・下郷、白石秀・六角、伊万里・有田・横辺田、三根・養父、嘉瀬・新庄、両山内・本庄・鍋島、白石南郷・中郷、上佐嘉上下・中佐嘉、臣勢・神埼、諫早・七浦、川副三郷の一一の地区に分けて、それぞれの地区を担当する一人の代官が支配し、宝永六年には、本庄・鍋島・両山内・上佐嘉上下、中佐嘉・三根・養父、与賀上下・臣勢郷、神埼・嘉瀬郷、白石四郷、諫早・七浦・新庄・晴気、川副三郷、横辺田・伊万里・有田・橋下郷の八地区に分けて、それぞれの地区を支配する八人の代官が支配していた。⁸⁾

ところで、佐賀藩では、三家・親類・親類同格等の大配分をはじめとして、配分地における知行主の権力が強く、配分地に対する藩の支配はそれほど強力なものではなかった。特に諫早・武雄・多久・須古等竜造寺一門の大配分領に対しては、成立期における鍋島氏と竜造寺氏との関係もあって、その内部にはほとんど藩の直接的な権力は及んでいなかったと考えられる。⁹⁾このため、藩が蔵入地だけでなく配分地をも含めた、統一的な農村政策を実施するには、その地域に知行地を有する大身に大きく依存しなければならなかった。郡代は、こうした佐賀藩の領内支配の在り方にに基づき、蔵入地・配分地をこえた統一した農村支配を実現するために設けられたものであり、初期には親類中の談合によって、必ずしも知行地の所在に関係なく有力な家臣が任じられていたが、しだいにその地域に知行地を有する大身が任じられるようになり、中・後期には、三根・養父、神埼、佐嘉、小城、杵島・松浦・彼杵、藤津東、藤津西、高木の八郡代が置かれ、三根・養父は家老の横岳鍋島・姉川鍋島・太田鍋島の各家、神埼は親類の神代・村田鍋島の両家、佐嘉は同じく親類の白石鍋島・村田の両家、小城は三支藩の小城鍋島家、杵島・松浦・彼杵は親類同格の多久・武雄鍋島・須古鍋島の各家、藤津東は三支藩の鹿島鍋島家、藤津西は同じく三支藩の蓮池鍋島家、高木は親類

同格の諫早家が就任するのが慣例となっていた。中・後期の郡代は、請役と同様秋役となっており、毎年秋に任命されたが、小城・藤津東・藤津西・高木の四郡代は、それぞれ小城鍋島・鹿島鍋島・蓮池鍋島・諫早の家役となっており、毎年その郡の郡代に任じられた。¹⁸⁾

このように、佐賀藩では蔵入地・配分地をこえた領内の統一的な農村支配を担うものとして郡代が置かれ、中・後期にはその地域に知行地を持つ大身がこれに任じられるようになっていたが、郡代としての実際の職務は、郡代に任じられた家の家臣が下郡代に任命されてこれを担当し、農村支配の根幹をなす年貢の収納や耕作の督励は、代官や個々の知行主が直接これに当たっていたため、郡代という役職は、農政を統轄するという地位から、しだいに名目的な存在となり、定められた職務も実際に行われているのかどうかわからないような状態になっていった。¹⁹⁾ また、その地域に知行地を持つ大身が任じられる郡代は、自分が支配する郡において、藩の郡代としての公的な立場と、大配分の知行主としての立場とを同時に兼ねることになり、両者の利害が対立する場合は、享保の飢饉の際の諫早家のように、藩の郡代としての立場よりも、大配分の知行主としての立場を優先しがちであった。²⁰⁾

しかも宗茂以来の藩主と三家・親類・親類同格層との対立、緊張関係は、三家・親類・親類同格層が任じられる郡代を担い手とする、全藩的な農村政策の実施を困難にし、飢饉後の救済策も、結局は旧来の体制の枠内で、個々の代官や知行主の責任において、個別に具体的な救済策を実施させざるをえなかったのである。

享保の飢饉後の佐賀藩において、積極的な農村政策の展開がほとんどみられなかったのは、このように、佐賀藩における本来的な農村支配の在り方と、宗茂以来の藩主と三家・親類・親類同格層との対立、緊張関係が、複雑にからみあっていたことによるものであり、藩としての積極的な農村政策を展開するには、何よりもまずこうした問題を解決することが必要とされていたのである。

〔註〕

- (1) 拙稿「享保期における佐賀藩政の展開」(『九州文化史研究所紀要』二八号)。
- (2) 享保十八年「郡代條目」(諫早家文書)、『長崎県史』史料編二。
- (3) 「享保十八年代官手頭」。
- (4) 拙稿「享保期における佐賀藩政の展開」(二)。
- (5) 「宝曆十一年御印帳御手頭」。
- (6) 池田史郎「佐賀藩配分地(知行地)の村役人について」(『日本歴史』三七一)。
- (7) 天保九年「御蔵入地米鄉村附」。
- (8) 元禄三年「代官江相渡候手頭写」。
- (9) 宝永六年「御印帳御手頭写」。
- (10) 例えば、神埼郡内の四ヶ村に物成二〇石余の知行地を有していた小山家は、幕末期においても、年貢收取や勤農等、知行地の経営に全面的に関与しており、小山家の当主が参勤の供をして江戸に登った際には、村役人をはじめ知行地の全百姓に扇子・かり鎌等の土産を持ち帰るなど、知行主と知行村との関係は非常に密接なものがあつた(長野暹「佐賀藩地方知行関係文書『知行村に関する史料』(仮題)」『佐賀大学経済論集』一四一)。
- (11) 佐賀藩では、慶長十年から十五年にかけて総検地が実施され、同十六年に竜造寺一門をはじめとする家臣団に知行判物が与えられたとされるが(『佐賀藩の総合研究』本編第三章第三節三、同第五節一)、この時の検地帳は全く存在せず、検地の実態は必ずしも明らかではない。したがって、鍋島氏がこの検地によって領内をどの程度掌握しえたのか明確でなく、はたして竜造寺政家、高房が生存していた慶長十二年以前、およびその死後数年の間に、鍋島氏が諫早・多久・武雄・須古等竜造寺一門の所領にまで直接干入れ検地を行い、その所領内部をも完全に掌握することが可能であつたか非常に疑問である。また、諫早・多久・武雄・須古等竜造寺一門に対する直茂・勝茂の知行判物は存在せず、各家の記録にもそのことは全く記されていない。したがって、このとき鍋島氏が竜造寺一門に対して判物を発給しえたのか、言い換えれば、この時期鍋島氏が諫早・多久・武雄・須古等の竜造寺一門を自己の完全な家臣と見なすことができたのかも疑問が残る。寛延三年の諫早一揆の訴状には、諫早家は、「以御朱印御連続之御家柄」と、太閤御朱印の家柄であり、鍋島氏から所領を与えられたものではないと述べているが、これは以上にみてきたような事実から、単なる一揆の訴状における修辭の問題ではなく、諫早家に

佐賀藩における宝曆・天明期農政の意義

おける事実認識を素直に表明したものではないかと考えられるのである。そして、もしそうであるとすれば、鍋島氏と諫早家は当初においては厳密な意味における主従関係にはなかつたことになり、その後の佐賀藩における藩主鍋島氏と諫早家をはじめとする竜造寺一門との関係を考える上で、非常に重要な意味を持つものといえよう。

(12) 「御親類御家老諸役」。

(13) 明和九年の「治茂公御改正御書附」には、「郷村之儀、年来諸役々々取捌、郡代不相心得義も有之趣ニ候」とある。

(14) 拙稿「享保期における佐賀藩政の展開」(一)。

(15) 寛延三年の諫早一揆と、それに至る政治的対立は、そのピークを示すものである。

二 「御仕組八箇條」と農村政策

享保飢饉後の佐賀藩では、藩による積極的な農村政策の展開はみられなかつたものの、荒廃した農村は年とともに復興し、飢饉直後の享保十九年に二九万二二一〇人にまで減少した人口も、二六年後の宝曆十年には三五万二八〇四人^①と、飢饉直前の三七万人に近い三五万人台にまで回復し、労働力の不足によって耕作が放棄された散田・余田もしだいに減少するようになってきた^②。しかし、佐賀藩の財政窮乏は深刻で、宝曆十年に就封した第八代藩主重茂は、翌十一年春の入部費用にも事欠くような状態であり、明和元年には家中からの御馳走米を増すだけでは不十分であると^③して、蔵入地農村には地米一石につき米三升充、城下市中および郷宿には竈口一間につき銀一匁充の先納米銀を命じているのである^④。

こうした先納米銀の強制は、飢饉から立ち直りつつあつた農村に大きな打撃を与え、農村の一層の荒廃をもたらすとともに、藩財政の基本である年貢収入の減少をまねくおそれがあつた。このため重茂は、同年八月には次のように、農村を復興し、年貢収入の増大をはかるような施策を構むように命じているのである。

今度御相統筋之儀、いづれも立会僉議仕候趣奉候処、其通被仰出候付而は、御蔵方御仕組專要之儀ニ御座候、然は近年郷村致零落、其上百姓風俗悪敷相成、彼是ニ而耕作之取統不相叶処より、御赦米并春落等年々被差出、夫丈は御取箇相減、只今之打追ニ御座候ハ、年々積候而は過分御取箇相減申候外無御座候、此儀御相統之根元御座候付而は、何卒百姓共農業ニ相進、春落米等漸々御取上、御取箇相増候御仕組無之而不叶儀候、就右は当役・御臨時方頭人・大御目附・両相統役御蔵方立立会日相立、一ヶ月両日程宛致出勤、遂吟味候様被仰付度候、其勢を以ハ郷内相懸り候諸役人、扱又郷村之者共、少々風俗も相直り、漸々ハ御取箇も相増申ニて可有御座敷と先以吟味仕候、此段請御意候^⑤

「御仕組八箇條」は、こうした状況の中で、藩祖直茂の一五〇年忌にあたる明和四年に提出された藩政改革の意見書であり、「御国家数年來銀米之御繰合悪敷、御公私之諸御用差明候ニ付、重畳御仕組被仰付候得共、一切御相統之道不相關、当時既ニ御危急被御行詰候^⑥」との危機感を背景に、藩政改革のための具体的な諸施策を提案したものであった。したがって、その主眼とするところは藩財政の再建にあったが、「惣而銀米御繰合之筋は、夫程ハケ敷儀ニ而ハ無之候得共、第一御国政之基本堅固ニ無之而ハ、何分ニも銀米之御繰合逆も全御仕組行届申間敷候」との観点から、まず第一に、「御上下致一和御政務万端御事寡相成候事」として、藩政の基本的な在り方について述べ、以下風俗の矯正、諸役人の任用、財政の健全化、郷村の整備と興隆、財政支出を司る雑務諸役の勤方、山川および諸港の開発、諸産物の国産化について、その施策を述べているのである。

ところで、この意見書が、まず第一番目において藩政の基本的な在り方について述べているのは、単に一般的な意味においてその重要性を説いているのではなく、「何れ之御時代も歟、御上下之御間甚遠く被為成、大切之御吟味事さへ御書上、寒暑其外之御機嫌被相窺候ニも御側迄ニ而、終ニ御上下御一昧之御親ミ薄ク、朔日・十五日御目見外ニは、於御前御睦敷御寄合杯とてハ無御座」とあるように、享保期以来の藩主と三家・親類・親類同格層との対立、および

それに基づく藩政の停滞という、佐賀藩の現実の政治状況を踏まえているのであり、こうした佐賀藩における藩政の基本的な問題を克服することなしには、いかに優れた財政政策・農村政策であっても、その成果を期待することはできないという認識に基づいていたのであった。

それでは、この御仕組八箇條に示された農村政策はいったいどのようなものであったのであろうか、以下八箇條の第五番目に記された、「郷村致繁昌百姓作方在付候事」を中心に、具体的にみていきたい。

「御仕組八箇條」の農政に対する考え方は、「百姓は御国家之根本、御政務は此百姓共御領内を樂ニ致安堵候様ニ御治被成候御事ニ而、(中略)百姓之盛衰ハ則御国家之御成衰ニ相懸り、於御政事第一可被為人御念御事ニ御座候」とあるように、百姓は国家(藩)の根本であり、その百姓の盛衰を司る農政は藩政の第一の課題であるというものであった。そして、当時の農村の荒廃については、

近年は子年に並候程之天災は無之、少々風損旱損御座候得共、郷内百姓致極難、剩御取納前迄御損失ニ罷成候義、風旱之災斗ニ無之、大形人災ニ而御座候、其謂ハ、泰盛院様別而被為人御念御定被置候御掟も緩ミ、諸役之人柄不相^(一)処^(二)ト百姓之痛ニ相成候事而已致出来、御年貢外ニ先納^{本之俵}調達石三升、其外ニ三重^(三)之御貢ばかり、中々力ニ任不申、何卒田地を離れ、村里を遁れ、御責^(一)を不請、身安堵ニ渡世致替度心持ニ罷成、押而田居付被仰付候而も作料無之、開墾植付も時遅れ、秋向キ検見ハ無米、自然草水手いれ不仕様ニ相見候得ハ、為科代本成被払懸、終ニ竈を倒候通罷成候

と、風損・旱損等の自然災害によるものではなく、収奪の強化によるものであるとの認識を示しており、したがって、農村の復興をはかるにも、「百姓共御領内を樂ニ安堵仕、作方ニ在付、諸産物ニ至る迄沢山ニ致出来御仕組ハ色々御手当之義候得共、先以百姓之痛ミ成候廉々急度御除被下候ハ、其外ニ左迄当然迷惑仕候義有之間敷候」と、こうした荒唐をもたらしような農村の負担を除くことが先決であるとの考え方を示しているのである。

そして、その具体的な方策として、年貢収納期限の厳守、代官・下代・検者・大庄屋・庄屋・村横目等農村支配に係わる諸役人の勤務の厳正化、肥料や用水・草伐場等生産諸条件の整備、農業奉公人の給銀の安定、買物の減少、諸役人の出郷の際の賄料等の減少、夫役賦課の合理化、普請計画の策定、伊勢參宮・西国巡礼・四国遍路の十ヶ年停止、自分出家の禁止、郡方大貫銀の三ヶ年免除、年賦拝借銀米返済の三ヶ年猶予、竈帳・村絵図の作成、孝子良民の顕彰、藍・茜・紅花・蘭・七島・木綿・煙草等商品作物の栽培奨励等を提案している。

年貢収納期限の厳守は、定められた日限に年貢を収納すれば、百姓の痛み、迷惑にならないというものであり、未進等があればその子細を書き上げるようにというものであった。郷村諸役人については、代官は人数を減らして東西に二人か三人ずつとし、下代は一郷に一人ずつとして、諸役人は折々郷内に入り込み郷村を監督する。検者の郷割は今までのとおりとし、検見のある場合は惣検者に連絡して検見を行う。また大庄屋は今までの勤方の善悪を明らかにして、その進退を定めるといふものであった。

竈帳は、一村ごとに個々の百姓の屋敷・田畠の畝数・地米、家族・作り子の名前・年齢、牛馬の有無、拝借米銀の額等を調査し、毎年正月十五日限りに、代官から請役所へ納めるというものであり、村絵図は、一村ごとに屋敷・田畠・堀・川・畦・林等を描いて、その畝数・否数等を記入し、請役所へ納めるというものであった。これは、「御蔵入田畠と耕作仕候百姓数と引合相考え、(中略)田数人数ゆり合、請地ニ永代相成、郷村約合能、作方順ニ可相成候」とあるように、田畠畝数と耕作人数を調査することによって両者の釣り合いを勘案し、不耕作田の解消をはかろうとするものであった。

しかし、こうした具体的な方策は、重茂が三年後の明和七年に死亡したこともあって、重茂の代には実施されることなく、その大部分は、重茂の跡を継いだ第九代治茂によって実行に移されていくことになるのである。

ところで、この「御仕組八箇條」の農村政策において注意しなければならないのは、その対象としているのが、佐

賀藩の全農村ではなく、蔵入地のみであるということである。たとえば、竈帳の作成については、「配分入交之分りも帳面書載之、毎年正月十五日限代官も請役所相納候事」とあり、村絵図についても、「配分入交候所於有之は、其分り書入候事」とあるが、これは代官が支配する蔵入地の竈帳・村絵図の作成を前程とし、その上で配分地の処理の仕方を指示しているのであり、配分地そのものの竈帳・村絵図の作成については全くふれていないのである。このことは、郷村役人の在り方として、代官・下代・検者等については詳しく述べているのに、配分地をも支配する郡代については全く言及されていないことからもうかがえるのであり、その意味において、この「御仕組八箇條」の農村政策は、一定の限界を持つものであったといわなければならないのである。

〔註〕

- (1) 「御代々様宗門分目安人別」。
- (2) 明和四年の「御仕組八箇條」には、「其以後年々人数相増、(中略)荒地も段々開明候」とある。
- (3) 「重茂公御年譜」三 宝曆十一年正月八日条。同正月十四日条。
- (4) 「重茂公御年譜」六 明和元年一月条。
- (5) 「重茂公御年譜」六 明和元年六月三日条。
前々年の宝曆十二年二月にも、「今般御有米ヲ以テ御遣合ノ御仕組仰出サレ、其手当有之ノ処、近年諸郷百姓トモ風俗悪敷、過賄方其外奢ケ間敷処ヨリ困窮ニ及、明田等致出来通相成儀ニ付テハ、先以郷内御仕組役々ヲモ被仰付度、就テハ実松文左衛門儀懸合被仰付、吟味ノ時々古法ノ意味ヲモ相糺シ、存寄等ノ義於有之ハ、申達スル通仰付ラレ度、請役所ヨリ同ニ相成」(「重茂公御年譜」四 宝曆十二年二月十日条)と、同じような対策が構じられているが、明和元年にも同じ趣旨の重茂の御意が出されねばならなかったのは、宝曆十二年の措置が必ずしも十分な成果を上げていなかったことを示している。
- (6) 「御仕組八箇條」。以下の史料の引用はすべてこれによる。

三 「治茂公御改正御書附」と農村政策

明和七年七月、重茂死亡の跡をうけて第九代藩主となった治茂は、翌八年三月に入部し、八月には諫早茂圖に対して、佐賀藩の基本法令である「鳥子帳」の調査・研究を命じ、翌九年二月には、次のように、諫早茂圖・鍋島横茂和・鍋島神茂貞に対して、農村の振興について吟味するように命じた。

近年領内及困窮、其上損毛打続、諸郷令零落、最早至当春は田居付も難叶、依所竈を倒、及飢躰之者も有之由相聞、甚心を勞候、其通ニ而は憐愍之道難相立候条、委遂穿鑿、極難之者共江は介抱等申附、難儀不仕様致手当、偕又田居付之儀も無別条相調、農業取続候様可仕儀肝要之事情、尤打追差支之未付而は、右躰之手当不行届儀も可有之候得共、下々難儀およひ候儀承候而ハ、片時も其分ニ而難差置候条、重畳加吟味、及飢候躰之者無之様、何レ之筋ニも手当可仕候、一躰百姓は国家之根元ニ而、郷村之成衰は国家之安危ニに相掛、至而大切之儀候得は、能々念を入候半而不相叶事情間、旁之趣急度可遂吟味候也。

そして、同九年四月朔日には「御代始條目」を出し、五月十五日には先代重茂の御印帳・御手頭に副書を添えて交付したが、四ヶ月後の九月二十七日には、前年以来の「鳥子帳」の調査、研究の上に、治茂自身の御印帳・御手頭を交付した。これが、「治茂公御改正御書附」と称されるものである。

この「治茂公御改正御書附」は治茂の代替りの御印帳・御手頭は、それまでの代々の代替りの御印帳・御手頭が、宝永六年に出された第五代吉茂のものを、基本的にはほとんど変えることなくそのまま踏襲し、のちには半ば形式化してしまっていたのに対し、「鳥子帳」の徹底的な調査、研究の上に、現実の問題点をも検討して、大きく改訂したものであり、治茂の藩政改革に対する積極的な姿勢を表明するものであった。

治茂の藩政改革の基本的な方針は、「今般先祖創業之旨を以、鳥子帳并旧記等を相考、政道雑務諸筋之趣相調子、万

端致改正古格ニ立帰、忠孝仁義之道猶又盛ニ相成、四民致安堵候通」とあるように、「鳥子帳」の古格に立ち帰り、「蔵人物成を以漸致相統」すことにあつた。これは、政治体制の面からいえば、勝茂時代の請役を中心とする体制、すなわち竜造寺一門が交代で請役家老に就任するという、竜造寺執政体制への復帰を意味しており、現に明和八年には、享保期以降秋役として、諫早・多久・武雄・須古の竜造寺一門がほとんど一年ごとに交代で形式的に請役に任命され、宝曆期には家老の鍋島横岳茂和がほとんど連年のように請役に任命されて藩政を主導していたのを改め、諫早一揆に至る御家騒動で処罰された諫早茂行の子供の諫早茂圖を請役とし、彼を中心に改革を進めていこうとしているのである。これは、藩政改革を実施する上において、それまで藩政停滞の原因となっていた藩主と三家・親類・親類同格層との対立、緊張関係を克服し、「御仕組八箇條」にいうところの「御上下致一和」体制を確立するために行われたものであつたが、同時にこれは、吉茂以降の歴代藩主の基本的な姿勢としてあつた、独裁的な藩主権力を確立しようとする政策を否定するものであり、それまでの藩政の在り方を大きく転換しようとするものであつた。

また藩財政の運営についても、「今般改正申付候条、相統方之儀、古格之通於蔵方可相整候」と、それまで藩財政を司つてきた勝手方を廃止して、勝茂時代のように請役所の下の蔵方において司ることとし、小物成収入も、「小物成方之儀ハ、以前之通美作存(多久茂孝)ニ而蔵納封印可仕候」と、宝永六年以来懸硯方へ納められていたのを、それ以前のように小物成方頭人(多久家)の管轄下に置いて、小物成方から蔵納するように改めているのである。

こうした方針は、農村政策の面においても貫かれており、「郷村之儀、年来諸役々々取捌、郡代不相心得義も有之趣ニ候、其通ニ而は郡代申付置候詮も無之ニ付、今度古格之旨を以、郡中之大小事不依何事、郡代心遣候様相定事候」と、諸役の請次役のようになって實際上の職務から遊離し、名目的な存在となつてしまつていた郡代を、改めて農政の中心に位置づけ、郡代に権限を集中することによって、蔵入地・配分地をこえた全藩的な見地から農村政策を推し進めていこうとしているのである。

新たに郡代の付役として侍を一人ずつ付けるようにしたのも、こうした方針の一つのあらわれであったが、さらに安永二年には、それまで家老の横岳鍋島・柿川鍋島・太田鍋島の各家が就任するのが慣例となっていた三根・養父の郡代に、親類の村田鍋島家を任命し、親類同格の多久・武雄鍋島・須古鍋島の各家が就任していた杵島・松浦・彼杵の郡代に、同じく親類の白石鍋島家を任命して、郡代の強化をはかっているのである。

また、井手・井樋・搦・潮土居・川土居・堤・堀・川・道・橋等の普請は、それまで蔵方の郷普請役の担当するところであったが、これも、「郷普請之儀、以前之通郡方江担任候付而、郷普請役之儀相止候」と、郷普請方役所を廃止して郡代の管轄とし、全藩的な見地から普請に当らせるように改めている。

改革の具体的な政策としては、蔵方よりの貸付銀米の差捨、夫役・貫物の削減、代官・下代・検者等の勤方の吟味、郷内諸法度の取締り、孝子良民の顕彰、大庄屋・小庄屋の勤方の吟味、年貢収納期限の厳守、農業奉公人の給米の制限、鄉村商業の禁止、踊・狂言・浮立・能・舞・操等の禁止等が打ち出されている。また、「御仕組八箇條」で提案された竈帳・人別帳の作成も実施されているが、「御仕組八箇條」では、「毎年正月十五日限代官が請役所相納候事」と、代官が請役所へ納めるようになっていて、蔵入地のことのみしか考えられていなかったのが、「治茂公御改正御書附」では、「此帳郡方奥印ニ而請役所相納候事」と、郡方より納めるように改められており、「御仕組八箇條」の蔵入地のみを対象とする改革案が、蔵入地・配分地をこえた全藩的な政策として打ち出されているのである。

代官が支配する蔵入地については、それまで六人いた代官が四人に削減され、下代も、「唯今迄ハ百姓共年貢納方相滞候ゆへ、秋初ハ数人郷内へ相部、稠敷手当仕由候得共、今般仕組ニ付而ハ、郡方より之手数其外夫々綿密之手当有之義ニ付」と、郡方の権限強化に対応して、代官一人につき四人ずつに減らされている。また蔵入地における政策は、貸付銀米の差捨、夫役・貫物の削減、年貢収納期限の厳守等、郡方に示されたのと全く同様の方針が示されており、さらに、「田仕付肝要之儀候、師走初ハ手を当、農業之人数と地米員数相考、年内早々仕廻、正月ハは耕作一篇ニ相部

候様支配可仕事」と、蔵入地の田畑耕作の強化がめざされている。

こうした農政の改革は、相つゞ自然災害と収奪の強化によって極度に疲弊した農村を再興し、安定した年貢収入の確保をめざそうとするものであり、郡代の権限強化は、そのための体制を確立しようとするものであったといふことができる。

しかし、古格二勝茂時代の体制へ復帰することによって推進しようとした治茂の改革は、早くも二年後の安永三年には、鍋島倉町敬充が請役に、諫早茂圖が勝手方心遣に任命されて、勝手方が再興され、翌四年には小物成も、「納銀之儀は、御改正已前之通御掛硯方江月々相納、御印ニ而可被差出由」と、もとのように懸硯方へ納めるように改められるなど、財政運営の面において後退がみられはじめ、同時に郡代を担い手とする農村政策も、安永四年には、通宿以外での商売を禁止された酒商売が、「銘々致馴候渡世方相止、及難儀候者勝有之」として再び許可され、郡方に付けられることになっていった郷普請見計役が、「其通ニ而は色々支所有之候ニ付」として、今までどおり郷方役所に付けられるなど、政策の見直しが行われているのである。そして、改革推進の担い手に位置づけられた郡代も、安永三年には杵島・松浦・彼杵の郡代が武雄鍋島家に、同五年には三根・養父の郡代が横岳鍋島家に任じられるなど、旧来の慣行に戻ってしまうのである。

こうした中で、安永四年には藩主治茂の帰国費用が調達できず、治茂の江戸出立が延引するという深刻な財政難が発生した。³⁴このため同年五月には千人講を実施し、³⁵同五月には俵銭を、³⁶同十月には新運上を賦課し、³⁷同十一月には六年間に限って人別銀を徴収することを決定するなど、相ついで収奪強化策が打ち出され、疲弊した農村を再興して安定した年貢収入の確保をはかるといふ治茂の農村政策は、ほとんど具体的な成果を上げることなく挫折してしまうのである。

しかも安永七年には、相統方・請役申談の鍋島須古茂倫⁽⁴⁰⁾が、藩政運営上の意見の対立から、大殿宗教に簡條書を提出するといふ事件が発生し、藩政中枢部における対立が表面化して、改革そのものが行き詰ってしまうのである。

(註)

- (1) 「泰國院様御年譜地取」五 明和八年八月六日条。
- (2) 「泰國院様御年譜地取」六 明和九年二月二十一日条。
- (3) 「泰國院様御年譜地取」六 明和九年四月朔日条。
- (4) 「泰國院様御年譜地取」六 明和九年五月十五日条。
- (5) 「泰國院様御年譜地取」六 明和九年九月二十七日条。
- (6) 「治茂公御改正御書附」と同様のものに「明和御改正記録」(九冊本)がある。これは明和九年に出された御印帳・御手頭だけでなく、「鳥子帳」の抜書や明和九年以降に出された法令を含んでおり、より包括的なものとなっている。またこれとは別に、「明和御改正記録」(七冊本)があるが、これは各役所における遺料について記したものである。
- (7) 九月五日には、両殿様の領内往来の節の道作掃除についての伺をはじめ、鳥子帳調方より一八ヶ条の伺が出されている。
(「泰國院様御年譜地取」六 明和九年九月五日条)。
- (8) (9) 「泰國院様御年譜地取」六 明和九年九月二十七日条。
- (10) 「御親類御家老諸役」。
- (11) 明和八年には、鍋島岳茂和が請役・勝手方、鍋島神代茂真が勝手方として残ったが、翌九年には勝手方が廃止され、鍋島横茂和は請役所日勤となり、同時に神代直賢も請役所日勤を命じられて、諫早茂圖を中心とする体制が完成した(「御親類御家老諸役」)。

(12) 「治茂公御改正御書附」茂入方付而之書附。

(13) 請役所から独立して藩財政を司る組織としては、吉茂時代に設けられた勝手方があったが、これは享保飢饉後の享保十八年に廃止された(この時の勝手方の設置と廃止の意義については、拙稿「享保期における佐賀藩政の展開」(一)・(二)『九州文化史研究所紀要』二八号・二九号参照)。その後、同様の組織として元文三年に積方が立てられ、延享三年には一旦廃止され

佐賀藩における宝曆・天明期農政の意義

五〇

たが、宝曆元年には仕組方として発足し、以後宝曆十一年には臨時方、明和五年には勝手方と改められて、藩財政の運営を司ってきた。

(14) 「治茂公御改正御書附」 蔵入方付而之書附。

(15) 木原溥幸「幕末期における佐賀藩の懸硯方」(『香川大学教育学部研究報告』第一部 六〇号)。

(16) 「治茂公御改正御書附」 郡方付而之書附。

(17) こうした状況について、「明和御改正記録」(九冊本) 郡方は、「御領中御政事被相施候儀、専郡方之手当御座候処、唯今は諸役筋々当触等請次役之様相成居、御政事相緩居候」と表現している。

(18) 「治茂公御改正御書附」 郡方付而之書附。

(19) 「御親類御家老諸役」。

(20) 「治茂公御改正御書附」 蔵入方付而之書附。

(21) ただし、「郡方も之普請も年久敷相絶居、不案内ニ可有之、(中略) 一体を蔵方頭人と見計、左候而郷普請役人之内も、侍・手明鎚・足輕迄都而十人程定役にして郷方役所互相付、郷普請心遣候様」(「治茂公御改正御書附」 蔵入方付而之書附) と、蔵方の郷方役所に郷普請心遣を立てて、郡代を補佐させている。

(22) 「治茂公御改正御書附」 郡方付而之書附。

(23) 「御仕組八箇條」。

(24) 「治茂公御改正御書附」 竈帳。

(25) 「治茂公御改正御書附」 代官勤方付而之書附。

(26) ただし、「当年之儀は時節相後、唯今も改正之旨端々迄不行届内急米差懸、無抛取立之手当仕候時は、本役之分ニ而相済間敷ニ付、差次下代十三人、年内限ニ申付、銘々郷割によつて繰合相部候様之事」(「治茂公御改正御書附」 代官勤方付而之書附) と、年内に限り差次下代一三人を置くことを認めている。

(27) (28) 「治茂公御改正御書附」 代官勤方付而之書附。

(29) 「御親類御家老諸役」には、諫早茂圃について、「高木郡、御勝手方心遣、請役之儀も親負申談候様」とあり、鍋島鍋島敬光倉敷倉敷充充については、「請役、御勝手方之儀も兵庫申談候様」とある。また「泰国院様御年譜地取」七 安永三年九月六日条には、「臨時銀米出方書出之儀、唯今迄ハ当役も仕義候得共、諫早兵庫義御勝手向心遣被仰付候付而、兵

庫護早・鞆負倉町連名ニ而書出仕候様」と記されている。

- (30) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年八月十二日条。
- (31) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年五月二十六日条。
- (32) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年九月十四日条。
- (33) 「御親類御家老諸役」。
- (34) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年二月十八日条。
- (35) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年五月三日条。
- (36) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年五月三日条。
- (37) 「泰国院様御年譜地取」八 安永四年十月十七日条。
- (38) この人別銀は、「年来御差支之末、御借銀取鎮其外御物入多、過分之御明目候、依之千貫目講、扱又嘉瀬川橋懸用人別銀井見世其外新運上被相懸候は被相止、御親類同格・御家老を始、御領中上下一統、当年も来ル子年迄六ヶ年之間人別銀被相懸、尤当年は一人銀老匁ツ、来申年は一月壹人銀三分ツ、明後四年より子年迄は一月壹人銀式分ツ、差上候様被仰付之」〔泰国院様御年譜地取〕八、安永四年十一月十八日条とあるように、それまでの千貫目講・新運上等のかわりに徴収されたもので、その額は、安永四年は一人につき銀一匁、翌五年は一人につき月に銀三分、同六年からは月二分となっていた。
- (39) 藩財政を司る組織で、安永六年に勝手方にかわって立てられた。
- (40) 鍋島須茂倫は、安永四年に年行司宗門方、御勝手方・御政務方申談に就任、同五年請役、同六年相統方、請役申談、同七年江戸詰、相統方、請役申談となっている〔御親類御家老諸役〕。安永七年の請役・相統方は、請役が多久茂鄰（相統方申談）、相統方が諫早茂圖・鍋島須茂倫（請役申談）・鍋島會敬充（請役申談）、請役・相統方申談が鍋島横茂親となっていた〔御親類御家老諸役〕。
- (41) 「泰国院様御年譜地取」十一 安永七年十二月条。

四 天明期の農村政策

佐賀藩における宝暦・天明期農政の意義

明和九年九月に始まった治茂の改革は、前節でみたように、早くも安永三・四年頃には後退がみられはじめ、安永七年には藩政中枢部における対立が表面化して、その行き詰まりが明確となるのであるが、安永九年二月に大殿宗教が死亡すると、翌三月には治茂は親類・家老中に対して、次のような前書を持つ五ヶ条の書付を発し、改めて改革を推進するように命じた。

年来勝手向差支之末、至此節極々行詰ニ而、江戸表は勿論、家中并町家郷村之者迄別而及困窮、誠以苦々敷次第ニ而、此通ニ而は国家相建と申者ニ而無之、素其方なと職分ニ相懸、他讓事不叶義ニ而、油断は有間敷候へ共、等閑之心得ニ而は国家相統可致様無之、一躰差部薄様ニ相見候、仍存慮之趣左ニ申聞候^①

五ヶ条の内容は、第一条が江戸表財政の再建、第二条が江戸家老の早期着任、第三条が大坂上米の使途吟味、第四条が家中切米の給付、第五条が市中・郷村の救済についてであり、市中・郷村の救済についての条文は次のようなものであった。

一市中郷村之者年来困窮之末、猶又及極難候由承之、不便之儀共ニ而、是以先納其外相懸候故と存候、且段々調達躰之儀申付候所は、少々貯等有之者も右を相恐、存分之商売不叶者も有之様ニ相聞候、此通ニ而ハ憐愍之道無之、四民等安氣不致通ニ而ハ政務之本意を取失、ケ様所は我等も不徳不明之至、又汚名儀相成、無是非次第ニ候、役人としてハ右躰不為之儀無之様專一ニ可心掛事候、縦差支と候而も実儀を以取行候節は人々致感伏、先は穩ニ有之物候へとも、無真実時は下々疑惑を起可相修様無之、氣之毒千万之儀候、兎角当時之事而已ニ而後々之義不相考、実義無之処より之儀歟と令推察候、能々考味可致候^②

すなわち、市中・郷村が年来窮乏を極めているのは、先納米銀の賦課等収奪が強化されていることによるものであり、このままでは四民の安心が得られず、政務の本意を取り失うので、当面のことだけでなく後々のことも考えて、誠意をもって事にあたるといっているのである。

そして、安永九年九月の秋役の任命に際しては、安永五年に旧来の慣例どおり家老の横岳鍋島・姉川鍋島・大田鍋島の各家が就任するように戻ってしまっていた三根・養父の郡代に親類の村田鍋島家を再び任じ、翌天明元年には親類同格の多久・武雄鍋島・須古鍋島の各家が就任することになっていった杵島・松浦・彼杵の郡代に同じく親類の神代家を再び任命して、郡代の強化をはかっているのである。^③

また、天明元年十月には再び「郡方付而之書附」^④一二ヶ条を発し、改めて農政改革の方針を明確にしている。そこでは第一条において、

一 郡方之儀、郡中之大小事相心得、端々迄御掟筋相守、律義質素之風相移候通教諭有之候様之事^⑤
とあるように、それまで同様郡方を中心に改革を進めていくことが確認されているのであるが、さらに第二条において

一 郷内江諸役人多入込候節は、夫長ヶ雜費も有之候付、檢者下代其外郷内懸之役者相減、大庄屋江相任儀候条、御法之通相整候様之儀、郡方として立入心遣可有之支^⑥

と、檢者・下代等の諸役人を削減し、農村支配に係わる具体的な諸実務を大庄屋に任せるといふ政策が打ち出されているのである。

このため同じく天明元年には、大庄屋の職務内容を詳細に定めた「定書」^⑦四五ヶ条および「郷方付而之書附」^⑧二六ヶ条が出されているが、ここでは、「御上納取立之儀、是迄は下代役相部相整来候得共、向後之儀大庄屋井庄屋村役引請取立候様被仰付義候条、代官得差図、毛々之取立不相後様手当專要候」と、蔵入地の年貢の収納が、それまでの下代から大庄屋・庄屋に任せられており、年貢収納の基礎となる物成目安も、それまでは小検者が郷内に入り込んで作成していたのを、大庄屋の手元で作成し、一郷ごとにまとめて檢者方へ差し出すように改められているのである。^⑨このほか草水の手当、藪田・菅田・瓜田等の見分、年貢免除期限が切れた田畠の見分、田居付が困難な田地の処置、凡

目安・凡目論見目安の作成、加増地・拝領地地床の引渡、揚地地床の受取、諸郷の人別改め等、それまで下代・小検者・郡目付等が担当していた農村支配に係わる具体的な実務のほとんどが大庄屋に委ねられているのである。

こうした大庄屋の活用は、農政機構を簡素化して農村の負担を軽減し、農村の復興をはかることを主な目的として実施されたものであったが、これはまた、それまで代官―下代、検者―小検者という蔵方の組織によって行われていた蔵入地における年貢収納等の実務が、蔵入地だけでなく配分地をも支配する大庄屋に委ねられるようになっていくことからわかるように、郡方の権限を強化して、蔵入地・配分地をこえた統一的な農村政策を実施しようとする明和九年以来の政策の延長線上に位置づけられるものであり、農村により密着した大庄屋を活用することによって、一旦は挫折した郡方を中心とする全藩的な農村政策を、より徹底した形で推し進めようとするものであったということができるのである。

このことは、天明元年の「郡方付而之書附」第二条に、「郡方も御條目読聞之儀、代官御手頭一同ニ読聞、猶又演説をも仕候様」とあるように、それまで蔵入地内部の問題には直接関与していなかった郡方に、代官手頭をもあわせて読み聞かせるように命じていることからもうかがうことができるのである。

しかし、大庄屋はすでに明和九年の段階において、「近年大庄屋共風俗悪敷、郷村之為ニ相成候了簡之者は寡、奢をいたし、百姓江買物を相懸候体之儀而已有之趣ニ相聞候」と、その問題点が指摘されており、このため天明元年の大庄屋活用にあたって、「大庄屋江郷内一昧を相任候付而は、人柄之儀能々吟味無之而不相叶候条、勤来之者たり共、其器ニ不相当者之儀は、急度差替候事」と、人柄をよく選び、大庄屋としてふさわしくない者は交代させるように指示されているのであるが、二年後の天明三年には、

一同五日郷内一通諸事大庄屋江被相任候御仕与ニ候得共、一円行届不申、前辺ニ差而相替儀無之候、畢竟御趣意之旨
教諭不行届儀と相聞候付、当秋之儀代官古賀忠兵衛・牟田口久兵衛御相統方・御蔵方附役請持ニ而被仰付、差分

地支配役北嶋兵左衛門被仰付候¹⁶

と、大庄屋を活用することによって統一的な農村支配を実現しようとする政策は早くもその行き詰まりをみせ、大庄屋にかわって代官を活用する方針への転換が試みられているのである。

〔註〕

- (1) (2) 「泰国院様御年譜地取」十三 安永九年三月条。
- (3) 「御親類御家老諸役」。
- (4) (5) (6) 「明和御改正記録」(九冊本) 郡方付而之書附。
- (7) 天明元年ヨリ同二年「定書」郷方御記録之内写。
- (8) 「明和御改正記録」(九冊本) 郷方付而之書附。
- (9) (10) 天明元年ヨリ同二年「定書」郷方御記録之内写。
- (11) 「明和御改正記録」(九冊本) 郡方付而之書附。
- (12) 明和九年九月の御印帳・御手頭の交付の際、郡方に渡されたのは、「郡方付而之御書附」「郷普請方付而之御書附」「検者勤方付而之御書附写」「夫遺書附写」「郷村賁物書附写」であり、代官に渡されたのは、「代官勤方付而之御書附」「郡方同写」「郷普請同写」「検者同写」「夫遺同写」「郷村賁物写」となっていて、この時郡方には「代官勤方付而之御書附」、いわゆる代官手頭は渡されていない(「泰国院様御年譜地取」六 明和九年九月二十九日条)。
- (13) 「治茂公御改正御書附」郡方付而之書附。
- (14) 「明和御改正記録」(九冊本) 郷方付而之書附。
- (15) また大庄屋の選定についても、「大庄屋相替候節は、人柄郷中より見立差出来候得共、向後之儀郷中より見立ニ不及、代官郡方逐吟味人柄相撰申達候様」(「明和御改正記録」(九冊本) 郡方付而之書附)と、代官・郡方が直接選ぶように改めている。
- (16) 「泰国院様御年譜地取」天明三年七月五日条。

おわりに

佐賀藩においては、三家・親類・親類同格等の大配分に象徴される、配分地での強固な地方知行の存在と、それに規定された独自の農村支配の在り方、それに宗茂以来の藩主と三家・親類・親類同格層との対立、緊密な関係によって、享保の飢饉以降宝暦・明和期に至るまで、積極的な農村政策の展開がほとんどみられなかった。

明和七年に第九代藩主となった治茂は、「古格ニ立帰」、「蔵人物成を以漸致相統」という基本方針のもとに、明和九年から本格的な藩政改革を開始し、農政面においても、蔵入地・配分地をこえた統一な農村支配を担うべく設けられていた郡代を農政改革の中核に位置づけ、郡代に権力を集中することによって、全藩的な見地から積極的な農村政策の展開をはかろうとした。

しかし、明和九年に始まる治茂の改革は、現実の問題点を徹底的に分析することによってその解決策を見い出すというよりも、佐賀藩の基本法令とされる「鳥子帳」を調査、研究することによって、古格＝勝茂時代の体制を明らかにし、それによって明らかにされた「佐賀藩本来の体制」に復帰することによって改革を実施していこうという方針からも明らかのように、当初から多分に観念的な傾向を有しており、そのことが改革開始後二・三年にして、基本方針から大きく後退する一つの大きな要因となっていたのである。郡方を担い手とする農政改革についても、基本的には全く同様のことがいえるのであり、すでに諸役の請次役のようになって名目的な存在と化していた郡代を、本来は農政の最高責任者であるという理由によって改革の中核に位置づけ、改革を実施していこうとするのであるが、知行制度や大配分の知行主が郡代に就任するという、佐賀藩中期の諸矛盾を生み出した基本的な問題には全く手がつけられておらず、全藩的な見地から統一的な農村政策を実施するという政策は、現実の強固な地方知行の存在の前に、具体的な成果を上げえないまま挫折してしまうのである。

このため、大殿宗教死亡後の天明元年には、新たに農村支配に係わる具体的な諸実務を全面的に大庄屋に任せる政策が打ち出されるが、これは、農村の負担を軽減して農村の復興をはかるとともに、農村により密着した大庄屋を活用することによって、一旦は挫折した郡方を中心とする全藩的な改革を、より徹底した形で実施しようとするものがあり、それまで代官―下代、検者―小検者という蔵方の組織によって行われていた蔵入地内部の問題をも、直接郡方に関連させようとするものであった。しかし、こうした政策も、天明三年にはその限界が明らかとなり、大庄屋にかわって代官を活用する政策へと転換がはかられるのである。

そして寛政十年には、三根・養父、上佐嘉卜郷・新庄、横辺田両郷の三地区に試験的に代官を在住させ、翌十一年には大庄屋を廃止し、同十二年には全蔵入地を七地区分けて在住代官を配置している¹のであるが、こうした代官を農村に居住させて、農村政策の担い手として積極的に活用していこうとする政策は、明和九年以来の郡方を中心とする改革の挫折の上に、それを全面的に否定する形であらわれてきたものであり、それまでの全藩的な見地に立った、実現性の乏しい多分に観念的な農村政策から、佐賀藩の現実²配分地における強固な地方知行が広範に存在するという現実に対応する、より現実的な政策、すなわち在住代官による蔵入地を中心とする改革を優先し、それを漸次配分地にも及ぼすことによって、佐賀藩全体の農政改革を実現しようとする政策に、大きく転換したことを意味している。

均田制に代表される、第十一代藩主鍋島直正による佐賀藩末期の農村政策は、こうした在住代官による農村政策を、さらに徹底・強化することによって実施されていくのであり、その意味において、明和九年に始まる治茂の農政改革は、その徹底的な失敗によって佐賀藩における農村支配の現実を厳しく認識させ、現実的な農村政策へ大きく転換させる重要な契機となったということができるのである。

〔註〕

(1) 『佐賀県史 中巻』佐賀藩 五 安永・天明期の諸改革 (5)大庄屋の整理。

〔付記〕

本稿は昭和五十九年度文部省科学研究費総合研究(A)「藩政改革と明治維新」(代表者藤野保)の成果の一部である。